

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十月三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一四四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「金融サービス利用者相談室長」を削り、「経済安全保障室長」を「経済安全保障室長 金融サービス利用者相談室長」に改め、「検査企画官」を削り、同部公認会計士・監査審査会事務局の項中「総括調整官」を「総括調整官 公認会計士監査検査室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「取引デジタルプラットフォーム消費者保護室長」を削り、「事故調査室長」を「事故調査室長 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「情報活用支援室長」を「情報活用支援室長 情報流通適正化推進室長」

に、「国際企画室長 保険計理監理官 ブロードバンド整備推進室長 安全・信頼性対策室長」を「貯金保険室長 国際企画室長 消費者契約適正化推進室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「総務調整官 機構業務室長」を「安全保障政策室長 総務調整官 機構業務室長 共済総括調整官」に、「国庫企画官」を「デジタル通貨企画官」に、「外国為替室長」を「外国為替室長 対外取引管理室長」に、「評価専門官」を「人事専門官 評価専門官」に改め、同部税関の項中「情報分析室長」を「情報分析室長 経済安全保障情報分析センター室長」に改め、同部沖縄地区税関の項中「部長」を「部長 次長」に改め、同部沖縄地区税関出張所の項中「出張所の長」を「出張所の長 統括審査官」に改め、同部沖縄地区税関支署出張所の項を削る。

別表国税庁の部内部部局の項中「輸出促進室長」を「酒類業振興・輸出促進室長」に改め、同部沖縄地区税務所の項中「統括国税徴収官」を「統括国税徴収官 審理官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「首席職業指導官」を「人材確保支援総合企画室長 首席職業指導官」に改め、「会計室長」の下に「情報化担当参事官室長」を加える。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「国際室長」を削り、「鉱物資源開発企画官」を「燃料流通政

策室長」に改め、「技術統括専門職」を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「閉鎖性海域対策室長 海洋環境室長 土壌環境室長」を「環境汚染対策室長」に、「地下水・地盤環境室長」を「脱炭素モビリティ事業室長 海域環境管理室長」に改める。

別表備考第一項中「令和五年五月三十一日」を「令和五年八月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。